

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ_190903】 ①東京都、飲食店「禁煙・喫煙」表示義務化、②秋田県条例、熊本市役所禁煙、WHO加熱式タバコの見解

日付: 2019年9月3日 10:09

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体を含む3493名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 2401-3493
産業医科大学 大和より (知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要になった方は「不要」とお返事下さい)

①東京都、飲食店等の「禁煙」「喫煙」の表示が9月1日より義務化
NHKで飲食店の店頭「禁煙」「喫煙専用室あり」「喫煙」などの掲示が義務化されたことを報道。
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190901/k10012058941000.html>

朝日新聞: 禁煙か喫煙可か、決めきれない飲食店 都条例、店頭表示の義務化始まる
https://digital.asahi.com/articles/DA3S14161923.html?iref=pc_ss_date

上記のテレビニュース、新聞記事で店頭貼るステッカーが映っておりますが、
「東京都受動喫煙防止条例」で検索、都福祉保健局「とうきょう健康ステーション」よりダウンロードできます。

健康増進法では

【基本的考え方 第3】 施設の類型・場所ごとに対策を実施
とされており、「類型・場所ごと」に対策を実施せねばならないので、
新聞記事の写真のような「禁煙タイム」は認められません。

「喫煙タイム」に従業員が受動喫煙に曝露されるからです。

さらに、東京都では従業員を雇用している場合は「禁煙」「喫煙専用室」のいずれかしか選べません。

健康増進法では喫煙店、喫煙専用室、加熱式タバコ専用室がある店舗はその旨の表示義務がありますが、
全面禁煙店には「禁煙」を掲示する義務がありません。
掲示が無ければ「禁煙」を意味する、とはすぐにはならないでしょうから、東京都や兵庫県条例のように
禁煙の店舗も「禁煙」の表示を義務付けることが必要です。

こっそり禁煙にしたら売り上げが減る場合もあるでしょう。

店頭で「禁煙」と分かれば人口の8割の「吸わない人」は「禁煙」表示のお店に流れ始めるでしょう。
それをみた喫煙店が自主的に禁煙化することを期待しましょう。

韓国の写真を添付します。どの方向を見ても「禁煙」のサインが目飛び込んでくるので、
「世の中は禁煙に進んでいる」ということが、国民の意識に植え付けられるようになります。

韓国では2015年から「原則禁煙」が法律となりました。

法律では喫煙専用室を作るとは認められていますが、小さい店舗ほどスペースがなく、
日本のような補助金もありませんので、ほぼすべての飲食店が「禁煙」でした。

2018年に韓国に再び行きましたが、2015年のステッカーはすでに色褪せておりました。

しかし、国民に「店舗内禁煙」の意識は十分に浸透していたので、ステッカーそのものが不要な状況になっていました。
東京で始まった真新しいステッカーが色あせる頃、「全面禁煙が定着」となるでしょう。

②北九州市医師会報のpdfをアップ

<http://www.tobacco-control.jp/>

http://www.tobacco-control.jp/KitaQ_Med_News.htm

連載第59回

- ・秋田県受動喫煙防止条例成立
- ・熊本市役所が敷地内禁煙を実施

連載第60回 暫定版

WHO、加熱式タバコは屋内で使用禁止とする法規制の必要性を発表





